

# 大分市地域お互いさま活動事業補助金交付要綱

施行 令和 2年 4月 1日

一部改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年2月1日施行）第2条第1号ア(4)に規定する訪問型サービスBとして、居宅要支援被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）その他の支援が必要な高齢者等（以下「高齢者等」という。）の日常生活の援助に地域の住民が主体となって取り組むことを目的に活動する団体を支援するため交付する大分市地域お互いさま活動事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、支援を必要とする高齢者等の居宅を訪問し、ゴミ出し、買い物支援その他の日常生活における困りごとに対する支援を行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体とする。

- (1) 有償又は無償で活動を行うこと。
- (2) 調整役（利用者又は支援者（高齢者等の居宅を訪問し、支援を行う者をいう。以下同じ。）からの依頼及び問合せに対応する者をいう。）を定めるほか、5人以上の支援者で構成されること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、活動範囲を小学校の通学区域以上とすること。
- (4) 宗教的又は政治的な活動を主たる目的としていないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、国、県その他の機関が交付する補助金等の対象となっている経費は、補助の対象としない。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市地域お互いさま活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 誓約書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市地域お互いさま活動事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(概算による交付)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市地域お互いさま活動事業補助金概算交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市地域お互いさま活動事業補助金概算交付通知書（様式第4号）により、補助事業者により通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市地域お互いさま活動事業補助金補助事業変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その変更を承認し、大分市地域お互いさま活動事業補助金補助事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日までに、大分市地域お互いさま活動事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市地域お互いさま活動事業補助金額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市地域お互いさま活動事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市地域お互いさま活動事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際改正前の大分市地域お互いさま活動事業補助金交付要綱の規定による様式の内紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額															
補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 ①人件費（支援者に係る人件費を除く。） ②奨励金 ③消耗品費 ④通信運搬費 ⑤保険料 ⑥会場及び附帯設備使用料 ⑦賃借料 ⑧光熱水費 ⑨会議費 ⑩研修費 ⑪その他市長が必要と認める経費	基本額 補助対象経費の額とし、200,000円を限度とする（居宅要支援被保険者等が零である場合は、零）。	加算額 補助対象経費の合計額から200,000円を減じて得た額（その額が零を下回る場合は、零）に、次の表の左欄に掲げる全利用者に占める居宅要支援被保険者等の割合の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする（居宅要支援被保険者等が零である場合は、零）。 <table border="1" data-bbox="847 965 1386 1599"> <thead> <tr> <th data-bbox="855 976 1118 1111">全利用者に占める居宅要支援被保険者等の割合</th> <th data-bbox="1126 976 1378 1111">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="855 1122 1118 1167">10分の5以上</td> <td data-bbox="1126 1122 1378 1167">10分の10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1178 1118 1256">10分の4以上 10分の5未満</td> <td data-bbox="1126 1178 1378 1256">10分の9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1267 1118 1346">10分の3以上 10分の4未満</td> <td data-bbox="1126 1267 1378 1346">10分の7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1357 1118 1435">10分の2以上 10分の3未満</td> <td data-bbox="1126 1357 1378 1435">10分の5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1447 1118 1525">10分の1以上 10分の2未満</td> <td data-bbox="1126 1447 1378 1525">10分の3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1536 1118 1592">10分の1未満</td> <td data-bbox="1126 1536 1378 1592">10分の1</td> </tr> </tbody> </table>	全利用者に占める居宅要支援被保険者等の割合	割合	10分の5以上	10分の10	10分の4以上 10分の5未満	10分の9	10分の3以上 10分の4未満	10分の7	10分の2以上 10分の3未満	10分の5	10分の1以上 10分の2未満	10分の3	10分の1未満	10分の1
全利用者に占める居宅要支援被保険者等の割合	割合															
10分の5以上	10分の10															
10分の4以上 10分の5未満	10分の9															
10分の3以上 10分の4未満	10分の7															
10分の2以上 10分の3未満	10分の5															
10分の1以上 10分の2未満	10分の3															
10分の1未満	10分の1															

備考 補助金の額の欄の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、別に定める方法により算定する額を限度額とする。